

『県立美術館の在り方、今後の方向性について』（平成21年3月）

1 概要

- (1) 設置根拠 千葉県立美術館あり方検討会設置要項
- (2) 検討経過 平成20年7月～平成21年2月 5回開催
- (3) 外部委員 5名：美術評論家1、学校教育（幕張総合高校教諭）1、地域連携（千葉ポータルタワー一館長）1、利用者（病院経営者、千葉大学生）2
- 内部委員 県立博物館・図書館の在り方に関するプロジェクトチーム（作業分科会として美術館ワーキンググループ）
- (4) 在り方検討の必要性
開館から34年経過し、生涯学習機会の提供、広域的な地域連携、館種を超えたネットワークの構築、美術鑑賞教育の重視等、美術館を取り巻く状況が大きく変化し、また、コミュニケーション能力に長け質の高い学芸員の確保が課題となっていることから、今後の中・長期的な在り方を検討する必要がある。
- (5) 主な検討項目
 - ・県立館として美術館を存続させる必要性について
 - ・現施設を維持存続させる必要性について
 - ・県民により愛され、より開かれた美術館となるための活性化策について

2 県立美術館の役割と現状

| 役割 | 現 状 等 |
|--|--|
| 県ゆかりの美術作品を収集し、後世に残す役割（県民の取蔵庫） 美術愛好の県民風土を育てる役割 | 現状：県ゆかりの近現代作品、それに関連するバルビゾン派海外作品を系統的に2,315点収集。 課題：資料購入予算の圧縮により収集活動停滞。 現状：収蔵する作品を順次展覧する「アートコレクション」展、海外作家を含む近代美術に活躍した作家を紹介する「企画展」等を開催。 課題：高コストの展覧会開催が困難な状況下、学芸員の企画力を強化する必要がある。 |
| 県民の文化芸術活動への参画を促進する（県民ギャラリー） 学校教育の支援 | 現状：県内美術団体や学校が作品展へ毎年80件程度展示室を提供。初心者から中級者向けの作品制作の講座を開催。 現状：年度当初に全県下の学校に利用案内を配布し、夏休みに教員向けのガイダンス、団体見学時の解説等を実施。 課題：学校団体利用数が高いとは言えない。 |
| 生涯学習の成果を活用する | 現状：レファレンスサービスやワークショップの補助としてボランティアが約20名活動。 課題：資料整理や展示等の中核的業務での受入や、特典等を整備し、高・大生や退職世代の参画を促すシステム構築。 |
| 県内の美術館全体が協力できる体制を構築し、その中核を担う役割 | 現状：市町村立・私立美術館との間で、資料の貸借、広報資料の配付等で協力関係がある。 課題：今後は美術館が存在しない地域への生涯学習支援での協力等、県内美術館の協働ネットワーク構築に向け、他の美術館に信頼され、頼りにされる存在となる必要がある。 |
| 地域振興の役割 | 現状：美術館の立地周辺は人口増加が顕著で、ワークショップ、ミュージアムコンサート等の地元の利用を誘う事業を展開。 課題：今後は施設利用法の見直しを含め、周辺施設と連携した利用者の誘致に努力する必要がある。 |

3 県立美術館の活性化方策

活性化策の3つの柱 ①県立館としての役割の強化 ②地域貢献の推進 ③持続可能な運営の確立
（◎よくてきている ○できていない △未検討）

| 活性化策 | 現状 |
|--|----|
| ①県立館としての役割の強化 | |
| シニア向け美術史講座などを開催し、継続的参加者の中から、子ども向けワークショップなどを指導できる人材を育成する。 | ○ |
| 学校の鑑賞教育に役立つ鑑賞プログラムの整備や学習キットの開発を行い、団体見学の時の利用あるいは学校内での利用に供する。 | ○ |
| 周辺の観光施設と提携し、半日～1日の団体見学コースを開発し、学校や旅行社などに売り込む | △ |
| 現在の展示施設を一部改修し、「浅井忠の部屋」（仮称）を新設し、浅井忠およびそれに関連する作品を展示し、県立美術館の定番コーナーとする。 | ○ |
| 現在の展示施設を一部改修し、インスタレーションなどの現代アートを含む、国際的な作家の個展を積極的にプロデュースする。 | ○ |
| 県内の新進気鋭の作家を発掘し、「県美が推す今年の作家」展をプロデュースする。 | ○ |
| 現在の展示施設を一部改修し、100㎡程度の広さの空間に小分けできるように小さな作品展に貸し出す。それに併せ、作品の搬出入口と通路も新たに確保する。 | △ |
| 県内の美術館どうしの提携による、資料保存、事業、広報活動等に関する連絡協議会を立ち上げる。 | ○ |
| ②地域貢献の推進 | |
| 周囲の垣根の一部を撤去し、どこからでも庭やレストランを利用できるようにする。 | △ |
| 一部展示室の壁を撤去し、庭と展示室の両空間を利用した公開アトリエやコンサートなどの楽しいイベントを実施する。（仮称）「アートスクエア」。 | △ |
| 展示空間の一部を「癒しの空間」としてカフェや会議用テーブルを設置し、名画のある空間で読書や会議等に利用できるようにする。 | △ |
| レストランのメニューを、本格的な料理もまた簡単な喫茶も楽しめるようにし、多様な飲食のニーズに対応させる。 | ○ |
| 季節に応じ、庭をオープンカフェとして利用するとともに、プライダルやホームパーティーの利用に貸し出す。 | △ |
| 美術専門書などで他では購入できない品揃えで、ミュージアムショップに人を呼ぶ。 | × |
| 街路に展覧会のバナー広告、彫刻等を設置するなど、街に文化の香りを醸し出す。 | △ |
| 「浅井忠の部屋」や良質な展覧会の開催により、県外観光客を集客する。 | ○ |
| ③持続可能な運営の確立 | |
| 集客力の高い事業を展開し、収入の増加を図るとともに、外部資金の積極的な導入を図る。また、県民と協働した事業を積極的に展開する。（良質な展覧会の開催） | × |



平成 21 年 3 月 9 日

県立美術館の在り方、今後の方向性について



はじめに — 今、なぜ、在り方の検討が必要なのか —

千葉県立美術館（以下、県立美術館）は、昭和49年、県内初の公立美術館として開館した。以来、「県民のための美術館」を目指し、県ゆかりの作品を中心とする美術資料の収集・保存、その展示による公開、そして県民の生涯学習意欲を高めるための作品発表の機会提供や、各種講座やワークショップの開催など、さまざまな活動を行ってきた。しかし開館から34年を経て、美術館を取り巻く状況は大きく変化してきている。

生涯学習時代の到来とともに、学校や地域社会の美術館・博物館に対する期待は、ますます高まってきている。平成18年には、教育基本法に「生涯学習の理念」が明記され、引き続き本年、社会教育法に、美術館・博物館等の社会教育施設に対し、生涯学習機会の提供、学校の放課後や休業時における子どもたちの受け入れ、学習成果の活用が、役割として明示された。さらに本年7月に策定された教育振興基本計画において、美術館・博物館に対して、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会の提供、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築などが提言されている。また学校教育の現場では、近年、美術鑑賞教育が重視される傾向にあり、地域の美術館の活用が指導要領にも謳われている。地域や学校へどう貢献してゆくのか、他の美術館や博物館とどう連携してゆくのかは、県立美術館にとって、もはや避けて通れない課題となってきているのである。

他方、ますます高度化し多様化する利用者ニーズに応えるため、美術館には、専門能力とともにコミュニケーション能力に長けた優秀な学芸員の存在が求められている。本年改正された博物館法では、研修等による学芸員資質の向上の必要性が謳われ、また法改正には反映されなかったが、上級学芸員制度の設置なども、改正の検討過程では議論されていた^{※1}。質の高い学芸員の確保は、県立美術館にとっても深刻な課題の一つである。

このような状況の下、千葉県は、県立美術館の今後の中・長期的な在り方を検討するため、庁内プロジェクトチーム^{※2}および外部委員からなる「在り方検討会」^{※3}を設置した。本報告は、これまでの検討内容^{※4}のまとめである。

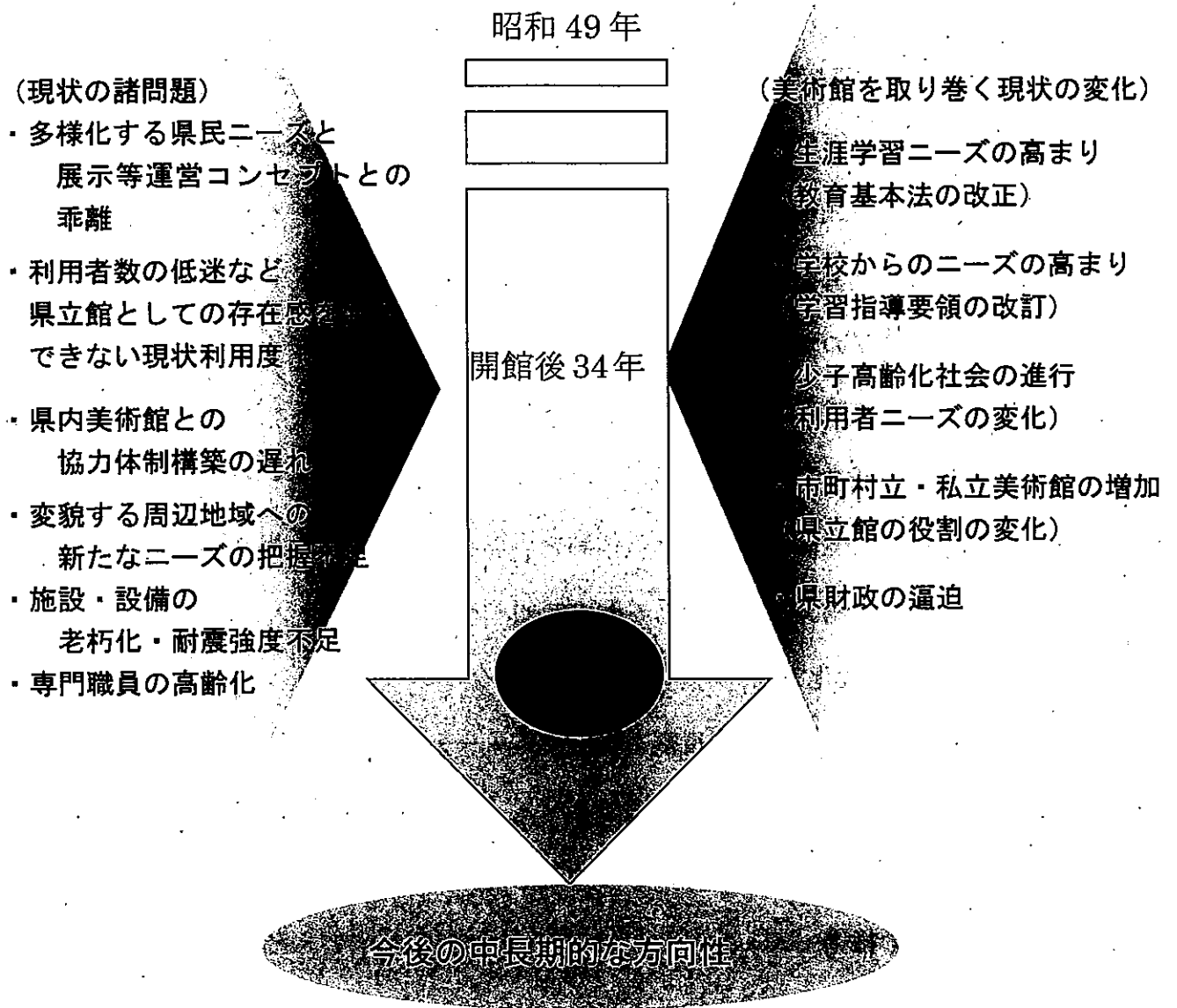
※1 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（平成19年6月）

※2 県立博物館・美術館・図書館の在り方に関するプロジェクトチーム（PT）
およびPT内作業分科会「美術館ワーキンググループ」

※3 「県立美術館在り方検討会」－ 設置要項と委員名簿は巻末参照

※4 これまでの検討スケジュールは巻末参照

今、なぜ、在り方検討なのか？



主な検討項目

- ・ 県立館として美術館を存続させる必要性について
- ・ 現施設を維持存続させる必要性について
- ・ 県民により愛され、より開かれた美術館となるための活性化策について

目 次

項

| | |
|-----------------------------------|----|
| I. 県立美術館の役割と現状 | 1 |
| 1. 県ゆかりの美術作品を収集し、後世に残す役割（県民の収蔵庫） | 1 |
| 2. 美術愛好の県民風土を育てる役割 | 2 |
| 3. 県民の生涯学習を支援する役割 | 2 |
| 3-1. 県民の文化芸術活動への参画を促進する（県民ギャラリー） | 2 |
| 3-2. 学校教育の支援 | 3 |
| 3-3. 生涯学習の成果を活用する | 4 |
| 4. 県内の美術館全体が協力できる体制を構築し、その中核を担う役割 | 5 |
| 5. 地域振興の役割 | 6 |
| II. 県立美術館の活性化方策 | 7 |
| 1. 県立館としての美術館の役割を強化する | 7 |
| 1-A. 県民の生涯学習を支援する | 7 |
| 1-B. 千葉県の実術振興に寄与する | 8 |
| 2. 地域貢献の推進 | 9 |
| 3. 持続可能な運営の確立 | 10 |
| III. 活性化のための基盤整備 | 11 |
| 1. 施設の老朽化・耐震強度不足への対応 | 11 |
| 1-A. コスト面での比較検討 | 11 |
| 1-B. 立地面での比較検討 | 11 |
| 2. 人材の確保 | 13 |
| (参考資料) 設置要項、委員名簿 | 14 |
| (参考資料) 県立美術館の在り方に関するこれまでの検討経過 | 15 |

I. 県立美術館の役割と現状

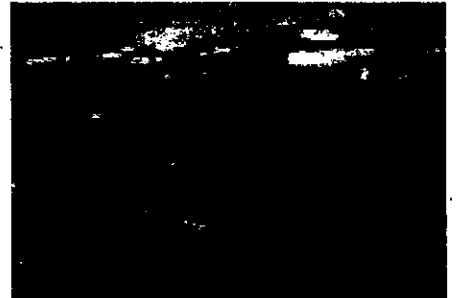
日本には現在、892 の美術館および美術系博物館が存在する(日本博物館協会の調査による平成 18 年度末現在の数字)。うち公立美術館は、394 館であり、日本全国に展開している。とくに県立館は、山形県を除く都道府県すべてに設置され、公立美術館の主力となっている。この全国的な展開に応じ、美術館の担う役割も多様になってきた。庁内の検討チームおよび「在り方検討会」においては、まず県立美術館はどんな役割を担うべきであるのかについて、検討を行い、千葉県立美術館の現状と比較した。

I-1. 県ゆかりの美術作品を収集し、後世に残す役割 (県民の収蔵庫としての役割)

県出身及び県にゆかりの作家の作品、県の自然や文化をモチーフにした作品を系統的に収集し、保存し、後世に残す、県民の収蔵庫としての役割を担う。

県立美術館は、開館以来、県ゆかりの近現代の作品、およびそれに関連するバルビゾン派海外作品を系統的に収集し、それについての調査研究を行ってきた。美術館の収蔵点数は本年 3 月末現在 2,315 点である。しかし近年は、資料購入予算の圧縮により、収集活動は停滞している。

| 収蔵作品点数 (平成 20 年 3 月末現在) | |
|----------------------------|-------|
| 日本画 | 330 |
| 洋画 | 910 |
| 彫刻 | 143 |
| 工芸 | 394 |
| 書 | 282 |
| 版画 | 256 |
| 計 | 2,315 |



検討会等の意見 (※印 委員の意見、○印 ワーキングGの意見)

<県立館だからできること>

- * 県ゆかりの作品を収集し恒久的に保存する事業は、県立美術館以外の美術館では、使命として掲げることが困難な事業である。
- * 県立美術館は千葉県文化の品格のシンボルだ。
- * 県立館は、利益に結びつかなくとも、後世に繋がることを行う場所だ。
- * 資料収集や調査研究のテーマには一貫性が必要であり、そのテーマに関してはエキスパートになる心構えが必要である。

<人材>

- * 資料を調査研究できる優秀な学芸員がいて、しっかりと調査研究できる体制があることが、美術館の信用である。
- * 行財政改革の中、困難な課題ではあるが、すぐれた学芸員を計画的に採用する必要がある。
- * 大学と連携し、大学院生をインターンとして受け入れる制度が整えられないか。
- * 地道な資料収集や調査研究活動は必要だ。もちろん教育という視点も忘れてはならない。
- * 現在の施設、現在の人をそのままにした状態では、本当の活性化は無理である。

I-2. 美術愛好の県民風土を育てる役割

収集した資料を公開するとともに、海外の作品を含む、すぐれた展覧会を企画し、美術を愛する県民のニーズに応える役割を担う。

収蔵する作品をテーマ別に順次展覧する「アートコレクション」展など、海外の作家を含む、近代美術に活躍した作家を紹介する「企画展」などを開催し、県民にすぐれた美術作品を紹介してきた。高コストの展覧会開催が困難な状況下、学芸員の企画力を強化する必要がある。

検討会等の意見（*印 委員の意見、○印 ワーキングGの意見）

<展覧会>

- * 優れた美術品を鑑賞する機会を与えることは、美術を愛する人たちを増やすことだ。
- * 東京で開催される展覧会に比べ、見たいと思わせる企画が少ない。
- * 空調設備など、美術品を守る設備がしっかりしていなければ美術品の借用は難しい。

<学芸員の資質>

- * 地道な資料収集と調査研究の継続は、優れた展覧会の基礎だ。
- * 優れた展覧会は、優れた美術館学芸員がいなければ企画できない。
- * 調査研究を積み重ねている学芸員だから、面白く美術品を展示することができる。
- * 美術の専門学芸員がこのまま減少してゆくと、県立美術館は貸し会場業務しかできない館になってしまう。

<広報>

- * 県立美術館は千葉市美術館などに比べ、テレビや新聞など、広報媒体での露出が少ない。

<芸術の振興>

- * 埋もれた若い才能を発掘する意味で、学芸員が若い作家の作品展を企画してはどうか。

I-3. 県民の生涯学習を支援する役割

県立美術館は、現在の社会教育法に基づき、県民に美術に関する生涯学習の機会を提供し、学校における美術教育の向上に寄与し、ボランティア活動の受入など県民の学習成果を積極的に活用する役割を担う。

3-1. 県民の文化芸術活動への参画を促進する（県民ギャラリーとしての役割）

県立美術館は、美術や工芸に関心をもつ県民が創作活動に関わる機会を提供するとともに、作品発表の場を提供することで、県民の生涯学習に寄与する。

県美術会などの県内美術団体や学校の作品展へも、展示室を提供している。毎年80件ほどの作品展が開催され、年間を通し高い需要がある。また、一般の初心者から中級者向けの陶芸や版画の講座、友の会員向けの洋画や日本画の講座など、多彩な講座を開催している。

検討会等の意見（※印 委員の意見、○印 ワーキングGの意見）

- * 作品発表の機会やコンクールなどの開催は、創作意欲を刺激するために必要であり、地元企業などの協力を得て、積極的に開催するべきだ。
- * 若手の無名作家のため、個展会場としても積極的に貸し出すべきである。
- * 広い展示室を小分けし、小さな個展も開催できるようにすべきである。

3-2. 学校教育の支援

子どもたちに本物の美術作品を鑑賞する機会を与え、美術を愛する心を育てるとともに、郷土の文化芸術についての知識を身につけた真の国際人を育てる役割、また学校美術における造形教育を支援し、子どもたちの創造力を高める役割を担う。

県立美術館には、県内の小・中・高校における美術教育を支援し、子どもたちに美術への関心を高める役割がある。県立美術館では、年度当初に、全県に学校に利用案内の資料を配布しているほか、夏休みには、学校教員向けのガイダンスを行い、毎年100名程度の参加があり好評である。また団体見学時の解説などの要望にも応じている。しかし現状での学校の利用は、学校団体見学の年間実績が500人以下と、高いとはいえない。

検討会等の意見（※印 委員の意見、○印 ワーキングGの意見）

<鑑賞教育への支援>

- 学校では、鑑賞教育の比重が高くなっており、美術館利用も指導されている。

<子どもたちに郷土への誇りを醸成する>

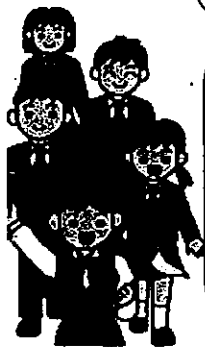
- * アメリカでは、子どもたちに、身近な場所から教えてゆく伝統が定着し、地域の美術館や博物館もその地域学習の中に組み込まれている。
- * 美術作品は、とくに郷土の作家の作品は、社会人、国際人としての一般常識としても子ども時代に教えるべきである。

<美術教育に限らない効用>

- * 美術教育には、創作力を高める側面だけではなく、鑑賞力を養う側面、作品の時代背景を学ぶ歴史の側面もある。芸術作品鑑賞を通し、作家の生涯や歴史的背景、技法、作品が表現していることなどを論理的に考える楽しさを味わうことができる。
- * 子ども時代、文化や美術にふれる機会が少なければ、情操教育も進まないと思う。
- * 学校では、美術・芸術教育は軽視されがちであるが、それを補う意味で、せめて校外遠足の機会に美術館を積極的に訪れるようにすればよいと思う。

<現在の県立美術館を利用する学校が少なすぎる>

- * 県美へ来る年間の学校団体利用者数500人は、少なすぎる。もっと上手に学校を使うべきである。
- * ポートタワーや観光船の学校団体利用者数は、年間8千～1万人である。
- * 開館34年という年数を考えると、当時10歳の子どもは、40代である。早くから学校利用を促進していれば、この間、多くの県美ファンを獲得できたはずである。



<広報>

- * 県立美術館は千葉市美術館などに比べ、テレビや新聞など、広報媒体での露出が少ない。
- * 各学校に案内資料をただ配布しているだけでは、その効果は疑わしい。
- * 学校の美術教員、校外学習や遠足の担当教員に直接働きかける、広報活動が必要である。

<学校に利用してもらうための工夫>

- 学校の指導要領でも、地域の美術館を利用するよう指導されているが、どう利用してよいか、学校からはわかりにくい。
- * 美術館をコースに組み込んだ遠足プランを作り、学校に売り込みにいってはどうか。
- * 学校教員としては、特別なイベントの開催、授業との関係がある展覧会、無料特典がある展覧会などは生徒に勧めやすいし、職員向けにも生徒を外に連れ出す説明にしやすい。
- * 子どもが楽しめる展示手法を工夫する必要がある。
- * 絵画から読み取れるもの、たとえば美術の歴史だとか、描かれた時代の社会背景だとか、わかりやすいテーマを幾つか選び、学年にあった(学習プログラム)として提供できれば、(学校が使える)のではないか。
- * 感想文を書かせたり、作品の時代背景を考えさせることで、美術館見学は国語や社会科の授業にも役立つ。

<学校本位の支援>

- * 教員向けの特別鑑賞、特別レクチャーを夜実施している美術館があるので参考にすべき。
- * 近くの特定の学校と親密な連携関係を作り、それを他に広げてゆく方法が良い。

3-3. 生涯学習の成果を活用する

県立美術館には、地域の人材が美術館活動に参画するための環境を整備し、県民に開かれた美術館とする、役割がある。

現在、県立美術館のボランティアは、レファレンスサービスやワークショップの補助として約20名活動している。今後は、資料の整理や展示など、美術館の中核的業務分野でのボランティア受入や、ボランティア特典などを整備し、高・大生や退職した団塊の世代の参画を促すシステム構築が求められる。

検討会等の意見 (*印 委員の意見, ○印 ワーキングGの意見)

- * 今後、大量退職する団塊の世代を有効に活用し、美術館は活性化すべきである。
- * 地域人たち、大学生、高校生など企画に参加し、親しみやすい事業展開をめざすべきである。
- * ボランティアと職員の役割分担が不明確であると、現場が混乱する。
- * ボランティア活動を促進する特典として、特別解説や講座などを提供してはどうか。
- * 講座参加者の中から、ボランティアあるいは地域のリーダーを育成してはどうか。
- * 地域の大学生や大学院を、ボランティア活動のコーディネーターあるいは講座講師として活用できないか。
- * 地域の人たちが、美術館活動に積極的に参画することは、美術館の地味な仕事も理解した美術館サポーターが増えてゆくことである。

I-4. 県内の美術館全体が協力できる体制を構築し、その中核を担う役割

県立美術館は、それぞれ個性的な市町村立・私立美術館の特性を十分に把握し、それらを有機的に結合した美術館ネットワークの形成に努める役割を担う。それにより、美術館の存在する地域と存在しない地域との間で、美術鑑賞や創作活動発表などの生涯学習の機会に大きな格差が生じないように努めるとともに、県内美術の総合的な振興に向け、各館が協調できる互恵的な美術館風土の形成を目指す。

市町村立、私立美術館との間には、展覧会資料の貸し借り、チラシ・ポスター等広報資料の配布などについて、協力関係が存在する。今後は、美術館が存在しない地域への生涯学習支援での協力、展覧会等の事業を企画・実施する際の協力、県内の美術に関する情報や県民ニーズ把握における協力、県内美術資料の散逸を防ぐための収集活動における協力、資料の修復や保存などの技術的な協力等を、積極的に推進してゆく必要がある。県立美術館は、県内美術館の協力ネットワーク構築に向け、他の美術館に信頼され、頼りにされる存在となるよう努める必要がある。

検討会等の意見（※ 委員の意見、◎ ワーキングGの意見）

- 県民が市町村立や私立美術館をもっと利用するようにすることも、県立美術館の役割である。
- 美術館が近くに存在しない地域の人たちにも、県立美術館の恩恵は与えるべき。

- * 一般に県内の他の美術館と連携する場合に、県立美術館は頼りにされる存在として扱われるだろう。その期待に応えられるような美術館でなければならない。
- * 千葉市立美術館は、千葉市にゆかりの作品を収蔵し、県立美術館は千葉県ゆかりの作品を収蔵しているなど共通性が高い。展覧会や調査研究などで、交流できるテーマはたくさんあるはずである。
- * 千葉市立美術館との間では、互いの企画情報を交換するなどし、両方の館にとってよい方法を探る努力が必要であろう。
- * 公立館どうしが連携する場合には、お互いに公平な負担を負うというのが原則であるが、現在の県立美術館には負担を負うのは困難である。
- * 県内の美術館活動や展覧会情報を、県立美術館が積極的に収集し、県民向けに発信し、県民の美術館利用に貢献すべきである。

I-5. 地域振興の役割

県立美術館は、美術館の存在が、地域の人たちの生涯学習に寄与し、美術館見学者を誘致することで地域経済を活性化し、さらに地域のシンボルとして文化の香りのする街づくり、地域づくりに貢献できることを示す役割を担う。併せて、県立美術館による地域振興モデルが、県内の他地域へ波及するよう、市町村立・私立美術館と連携を図る役割も担う。

県立美術館が立地する周辺（千葉市中央区間屋町、中央港1丁目、千葉港、美浜区幸町1丁目）は、高齢者と子どもを中心に、人口増加が顕著な地域である。近年、県立美術館も、楽しめるワークショップやミュージアムコンサートなど、地域の人たちの利用を誘う事業展開を試みているが、必ずしも地域の需要を満たしているとはいえない。今後は、施設利用法の見直しを含め、地域住民の利用を促進する抜本的な方策を講じるとともに、周辺地域に存在する観光施設と強く連携し、観光客や学校の遠足などの誘致に努力する必要がある。

検討会等の意見（※印 委員の意見、○印 ワーキングGの意見）

- 地域の人たちは、リピーターとなる可能性の高い人たちであるので、その利用が高まると、美術館の経営は安定する。
- 遠方から来る美術館利用者は、地域に経済的な効果をもたらす。
- * 地域の文化の拠点として、地域のシンボル、ランドマークとなる。
- * 美術館は、地域の人たち、とくに高齢者にとってゆったりと憩える場である。
- * 美術館の存在は、地域に文化的な香りを生む。
- * 最初から全県を対象にするのではなく、千葉市などを対象に、地域密着から徐々に全県に広めてゆくという事業展開の方がかしこいやりかたである。

<地域の人たちに利用してもらう工夫>

- * 周辺地域の人口増に備え、ミュージアムショップ、レストランを改善し、気軽に入れる雰囲気を整えることが大切。
- * ミュージアムショップやレストランの経営体質を根本的に見直すべきではないか。
- * ゆっくりと長く滞在したいと思う雰囲気を作ることで地域の利用が増える。
- * 閉館時間4時半は早すぎて、来館できる人が限られる。
- * 趣味に生きる高齢者が喜ぶ工夫が必要である。

<学校の遠足の誘致>

- * 周辺施設（ポートパーク、ポートタワー、遊覧船のりば、千葉市美術館、県立中央博物館、千葉市科学館など）とタイアップし、学校が喜ぶ見学・観光コースを開発して売り込んでどうか。
- * ポートタワーや観光船には、年間8千～1万人の学校団体が来ているが、それらを美術館に引き込む努力が必要だろう。

<地域の人材を活用>

- 退職した団塊の世代など、地域の人たちをボランティアなどで積極的に活用し、開かれた美術館として県民にアピールする。

Ⅱ. 県立美術館の活性化方策

外部委員による在り方検討会における議論を基礎とし、県立美術館が、県民に愛され、開かれた美術館となるために、以下の3つの事業展開を柱とする活性化案を提案する。

【活性化策の柱】

- ① 県立館としての役割を強化すること
- ② 地域への貢献を推進すること
- ③ 健全な経営サイクルを確立すること

Ⅱ-1. 県立館としての美術館の役割を強化する

県立館の役割として、県立美術館は、美術に関する県民の生涯学習を支援するとともに、県美術の振興に寄与する。

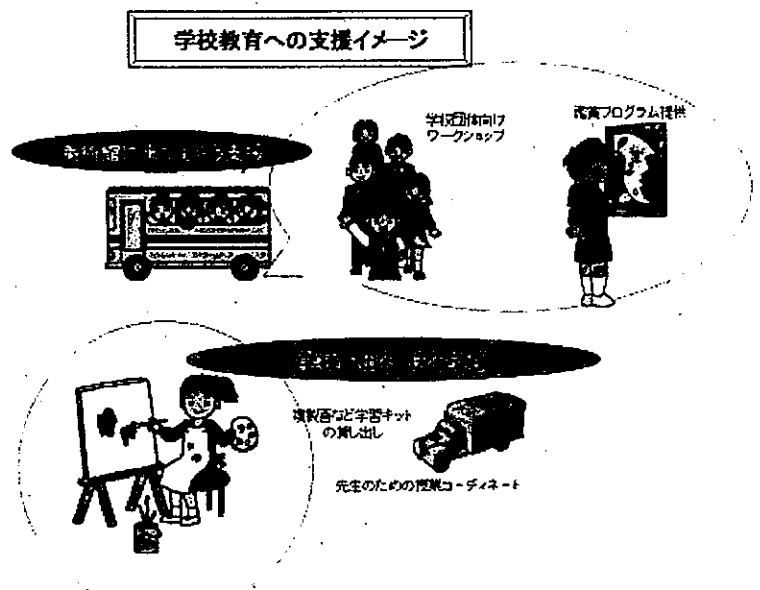
1-A 県民の生涯学習を支援する。

A-1. 退職する団塊の世代をターゲットとする事業を積極的に展開し、美術館利用者層を拡大するとともに、彼らの学習成果をボランティア活動などを通じて美術館の運営に活用する。

A-2. 学校の美術教育を積極的に支援する事業を展開し、学校の美術館利用率を高める。さらにその副産物として、子どもたちから親や兄弟へ利用が広がり、最終的に家族リピーターの獲得につなげる。

<具体的な事業展開例>

- ① シニア向け美術史講座などを開催し、継続的参加者の中から、子ども向けワークショップなどを指導できる人材を育成する。
- ② 学校の鑑賞教育に役立つ鑑賞プログラムの整備や学習キットの開発を行い、団体見学時の利用あるいは学校内での利用に供する。



- ③周辺観光施設と提携し、半日～1日の団体見学コースを開発し、学校や旅行社などに売り込む。

<周辺観光施設>



ポートタワー

千葉港観光船

ポートパーク

- ④現在の展示施設を一部改修し、明治から現代までの美術の歴史を、実物を鑑賞しながら学べる「美術通史の部屋」を新設し、美術学習の拠点となることを目指す。

II-1-B 千葉県的美術振興に寄与する

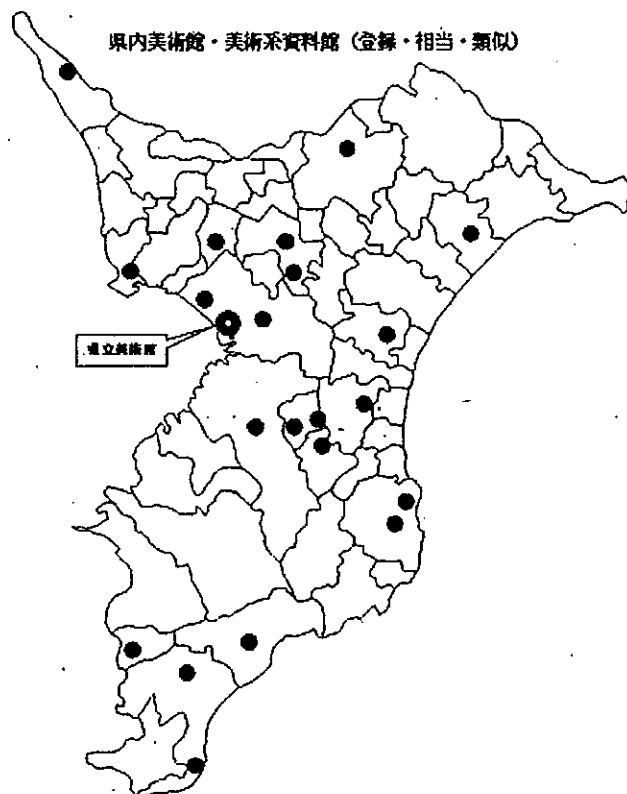
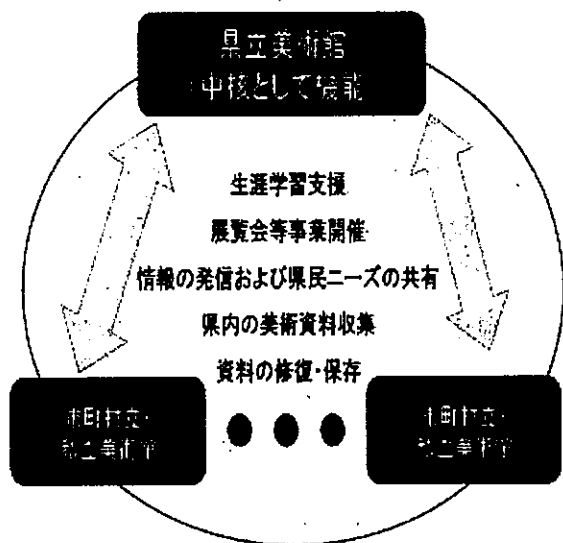
- B-1. 県ゆかりの作品を継続的に収集し調査研究するとともに、それを県立美術館の目玉として常設展示とする。そのことにより県立美術館のアイデンティティを高め、県外観光客などを誘致する。
- B-2. 県内の新進作家および国際的に活躍する県ゆかりの作家と積極的に交流し、その作品を展示することにより社会的な注目を獲得する。また、作家との交流を通して、学芸員の人脈や企画力を向上させ、事業の質向上につなげる。さらに将来的に、発掘した作家の作品の寄贈寄託を受け、美術館コレクションを充実させてゆく。
- B-3. 展示室の貸し出しを、小規模な個展等へも対象を広げ、貸し料収入をアップさせる。
- B-4. 千葉県内の他の美術館の活動を、専門的および広報的な側面において積極的に支援し、千葉県的美術館活動を底上げするとともに、学芸員レベルでの美術館交流を推進し、学芸員の企画力アップにつなげる。

<具体的な事業展開例>

- ①現在の展示施設を一部改修し、「浅井忠の部屋」(仮称)を新設し、浅井忠およびそれに関連する作品を展示し、県立美術館の定番コーナーとする。
- ②現在の展示施設を一部改修し、インスタレーションなどの現代アートを含む、国際的な作家の個展を積極的にプロデュースする。
- ③県内の新進気鋭の作家を発掘し、「県美が推す今年の作家」展をプロデュースする。



- ③現在の展示施設を一部改修し、100㎡程度の広さの空間に小分けできるようにし小さな作品展に貸し出す。それに併せ、作品の搬出入口と通路も新たに確保する。
- ④県内の美術館どうしの提携による、資料保存、事業、広報活動等に関する協力関係構築を働きかける。



II-2. 地域貢献の推進

県立美術館の県民利用を促進するために、まず周辺の人たちが集まりやすい美術館づくりに勤め、地域コミュニティの発展に寄与する。また美術館を核とした文化の香る街並み、高齢者と子どもにやさしいコンパクトシティの創造に寄与する。

1. どこからでも入れる美術館を創る
2. 地域の人たちが気軽に集まり、憩える空間を提供する。
3. 美術に興味のない人たちでも楽しめる事業を展開する。
4. 一流の作家の活動を身近に感じることができる空気を作り出す。
5. レストランとショップを目的とする利用者を増やす。
6. 周辺地域に美術館の存在を漂わせる。
7. 目玉となる展示を常設し、県外観光客を誘致し、地域経済の振興を図る。

<事業展開例>

- ① 周囲の垣根の一部を撤去し、どこからでも庭やレストランを利用できるようにする。
- ② 一部展示室の壁を撤去し、庭と展示室の両空間を利用した公開アトリエやコンサートなどの楽しいイベントを実施する。(仮称)「アートスクエア」
- ③ 展示空間の一部を「癒しの空間」とし、名画のある空間で読書や会議等に利用できるようにする。
- ④ レストランのメニューを、本格的な料理もまた簡単な喫茶も楽しめるようにし、多様な飲食のニーズに対応させる。
- ⑤ 季節に応じ、庭をオープンカフェとして利用するとともに、ブライダルやホームパーティーの利用に貸し出す。
- ⑥ 美術専門書など他では購入できない品揃えで、ミュージアムショップに人を呼び込む。
- ⑦ 街路に展覧会のバナー広告、彫刻等を設置するなど、街に文化の香りを醸し出す。
- ⑧ 「浅井忠の部屋」や良質な展覧会の開催により、県外観光客を集客する。

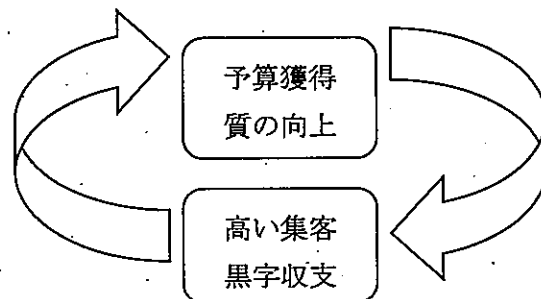


II-3. 持続可能な運営の確立

集客力の高い事業を展開し、収入の増加を図るとともに、外部資金の積極的な導入を図る。また県民と協働した事業を積極的に展開する。

<事業展開例>

- ① 良質な展覧会の開催



Ⅲ. 活性化のための基盤整備

Ⅲ-1. 施設の老朽化・耐震強度不足への対応

コスト面、立地面から比較検討した結果、上述した活性化策を実施するために必要な最低限の改修を行った上で現施設を維持することが、現状でもっとも優れた選択であると考えられる。

1-A. コスト面での比較検討

A-1. 収蔵・常設展機能の移転にかかわるコスト比較

現在の収蔵庫および常設展示室は、耐震強度に問題はないが空調設備が老朽化し、その改修が必要である。この改修費用は、以下の理由により他施設に移転するよりも安価である。

〔理由〕 移転先施設に求められる下記2条件を満たす県立の施設が、現状で存在しないため、移転する場合、大幅な増設または改修工事が必要となるからである。

(施設に求められる条件)

- ・ 作品保護のための高度な空調設備
- ・ 2,000点を越す現作品を受け入れる空きスペース

A-2. 団体展機能を停止することにかかわるコスト比較

県立美術館が県展など団体展への展示室貸出を停止すれば、年間約500万円の貸出収入を失うが、団体展用展示室の耐震改修コストは浮く。ただし県内には、広い展示スペースを県立美術館並みに安く使用できる施設は、他に存在しないという現実があり、団体展機能の停止は、県の美術振興に寄与するという視点からは、問題も残されている。

1-B. 立地面での比較検討

B-1. 県民利用の便（アクセス環境）

千葉市は、県庁所在地であり、県全域からのアクセスの便を考えたときには、もっとも最適な場所であると考えられる。現在の立地へのアクセスも、千葉みなと駅から徒歩10分圏内にある。今後、千葉駅周辺の再開発により、千葉駅からのバスの便もよくなると予想されるし、平成24年に共用開始される旅客船棧橋など、利用者のアクセス環境は今後向上すると予想される。

B-2. 周辺環境

現在の立地は、以下のような観点から美術館利用者の増加を見込める将来性の高い場所であると考えられる。

- ・ 提携可能な観光施設の存在

現在、ポートタワー、ポートパーク（人工海浜）、千葉港観光船のりば

などの娯楽観光施設が周辺に存在し、学校の遠足を含む、娯楽目的にこの地域を訪れる人口は少なくない。また平成24年には、旅客船棧橋2基が供用開始される。これらの施設と提携し、上に述べた活性化案にあるような見学観光コースを開発提供することで、美術館の利用者が増加する可能性は高いと考える。

・商業施設・マンション建設を目指す再開発計画の存在

美術館北西側～千葉みなと駅西側のL字地帯は、(独)都市再生機構により再開発が進められており、将来、業務・商業系や居住系の施設の立地がすすむと予想されている。活性化案の実現により、美術館を利用する周辺人口が増加する可能性が高いと考えられる。

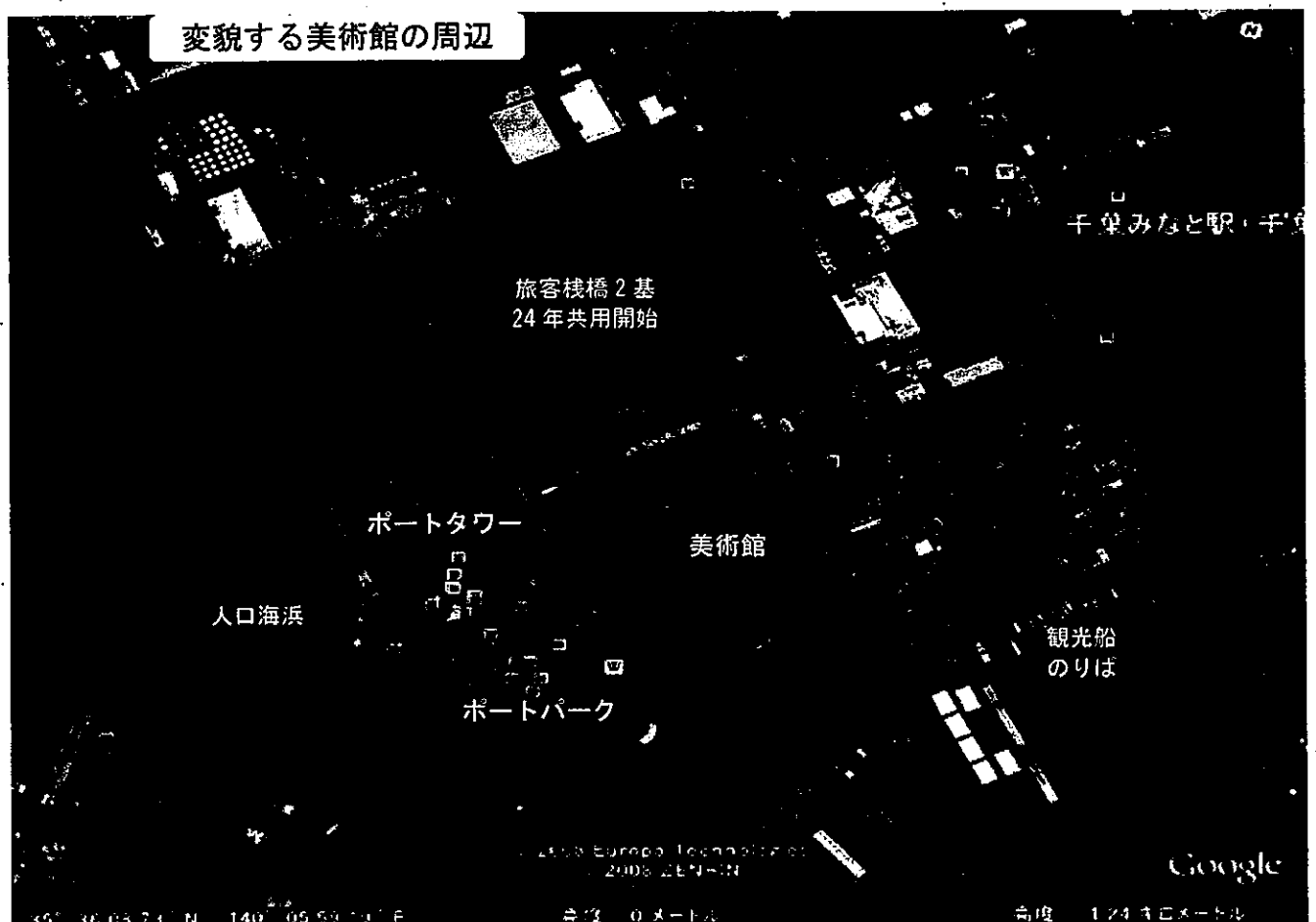
(ポートタワーから千葉みなと駅方向を望む)



右端に美術館



正面に美術館



Ⅲ-2. 人材の確保

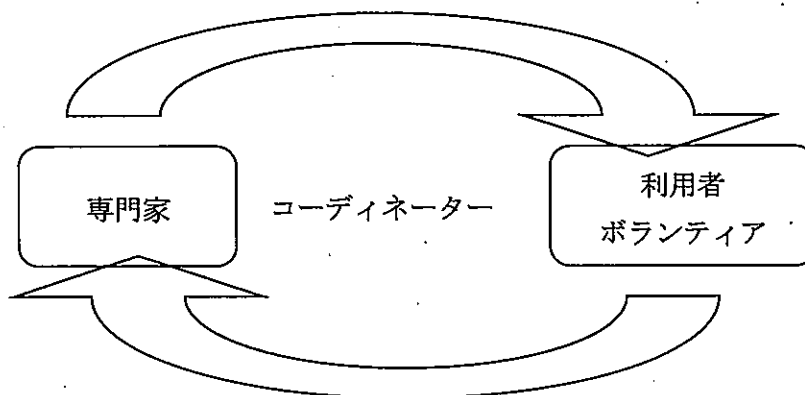
Ⅲ-2-A. 専門職員の確保

美術館における事業の質は、専門学芸員の力量に大きく依存する。しかし現在、専門学芸員の高齢化が進み、学芸の技術・知識の継承性が危機的な状況にある。今後専門学芸員は、計画的・継続的に採用する必要がある。

専門学芸員の新規採用

Ⅲ-2-B. 美術専門家と利用者・ボランティアをつなぐコーディネーターの確保

県立美術館が、多様化する利用者のニーズに沿った事業を展開し、県民利用を促進するためには、専門知識に加え、県民の目線に立った企画立案能力が必要とされる。また実施に当たっては、スムーズが事業運営を遂行するため、ボランティアの人たちの個性を理解し、うまく協働してゆく能力が求められる。今後、これらの能力を有する事業コーディネーター的職員を、雇用あるいは育成してゆく必要があると考える。



(参考資料)

千葉県立美術館あり方検討会設置要項

(目的)

第一条 千葉県立美術館（以下「県立美術館」という。）の有効な利活用及び今後の管理運営方法を検討するため、千葉県立美術館あり方検討会（以下「あり方検討会」という。）を置く。

(業務)

第二条 あり方検討会は、上記の目的を達成するため、県立美術館の今後のあり方について、原点にたった検討を行い、その方向性をとりまとめるため、以下の事項を行う。

1. 現状を分析し、有効な利活用及び今後の方向性についての課題を抽出する。
2. 抽出した課題に対し、その解決策を提案する。
3. 県立美術館のより有効な利活用方法及び今後の管理運営方法についての提言をする。

(組織)

第三条 あり方検討会は、別表の委員をもって組織する。

(座長)

第四条 座長は、委員の中から委員の互選により1名選出する。

1. 座長は、あり方検討会を代表し、会務を総理する。
2. 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が委員のうちから指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第五条 あり方検討会は、必要に応じて座長が召集する。

1. 会議の議長は、座長をもって充てる。

(事務局)

第六条 あり方検討会の事務局は、千葉県教育庁教育振興部文化財課に置く。

附則

この要項は、平成20年6月30日から施行する。

委員名簿

| 氏名 (五十音順) | 所 属 |
|-----------|-----------------------|
| 岩井 喜久 | 社団法人千葉観光協会 千葉ポートタワー館長 |
| 加藤 貞雄 | 美術評論家 |
| 西村 美和子 | 医療法人芙蓉会五井病院副理事長 |
| 戸村 次男 | 千葉県立幕張総合高校教諭 |
| 黒田 加奈子 | 千葉大学大学院文学研究科博士課程 |

(参考資料)

県立美術館の在り方に関するこれまでの検討経過

| 月 | 在り方検討会※1 | 庁内会議※2 |
|----------|--|--|
| H 20年 4月 | | 30日 第1回PT 「WGの設置等」 |
| 5月 | | 8日 第1回WG 「WGでの検討内容」 28日 第2回WG 「県立美術館の在り方/ 県立美術館の耐震状況」 |
| 6月 | | 18日 第2回PT 「WGの検討状況」 |
| 7月 | 9日 第1回検討会「県立館として存続する是非/ 現施設の存続の是非」 23日 第2回検討会「活性化の方策」 | 18日 第3回WG 「今後の県立美術館の方向性」 29日 第3回PT 「まとめ案の検討」 |
| 8月 | | 18日 拡大幹部会 21日 第4回美術館WG 「まとめ案の検討」 |
| 9月 | 2日 第3回検討会 「中間まとめ案検討」 | 8日 第4回PT 「まとめ案の検討」 10日 拡大幹部会 |
| 10月 | | 31日 第5回WG |
| 12月 | 17日 第4回検討会 「県民に利用される施設の在り方」 | 22日 第6回WG |
| H21年 1月 | | 7日 第5回PT 30日 第7回WG |
| 2月 | 24日 第5回検討会「最終報告案の検討」 | 27日 第8回WG 「最終取りまとめ案の検討」 |
| 3月 | | 3日 第6回PT 「最終取りまとめ案の検討」 9日 拡大幹部会 「最終取りまとめ案の提出」 |

※1 県立美術館在り方検討会（美術界、学校教育、地域連携、利用者代表などの各分野から選出した外部委員5名からなる。）

※2 PT 県立博物館・美術館・図書館の在り方に関するプロジェクトチーム
WG PT内作業分科会「美術館ワーキンググループ」

